

平成28年 4月から 入院時の食事代が 変更になります

- ◆入院時の食事代は、食事療養にかかる費用の額から、標準負担額を控除した額を入院時食事療養費として保険者が負担します。
- ◆平成28年4月から、市民税課税世帯の入院時食事療養費の標準負担額が引き上げられます。ただし、指定難病の患者または小児慢性特定疾病患者の標準負担額は据え置かれます。

入院時食事療養費の標準負担額（自己負担額）

区分		標準負担額（自己負担額）	
		平成28年3月まで	平成28年4月以降
市民税課税世帯		1食260円	1食360円*1
市民税非課税世帯*2	90日までの入院	1食210円	変更なし
	91日からの入院	1食160円	
	所得が一定基準に満たない世帯	1食100円	

- ※1 表中の負担額引き上げ対象者のうち、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については負担額を据え置く。
- ※1 平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は、経過措置として据え置く。また、合併症等により転退院した場合、同日内に再入院する者についても、経過措置の対象として負担額を据え置く。
- ※2 市民税非課税世帯の方が、標準負担額の控除を受けるには「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示する必要があります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請は、下記担当までお尋ねください。

問合せ先 ▶ 市民健康課 国保年金係 ☎0978-72-5166
 国見総合支所 地域市民健康課 ☎0978-82-1112
 武蔵総合支所 地域市民健康課 ☎0978-68-1112
 安岐総合支所 地域市民健康課 ☎0978-67-1114

大分県後期高齢者医療の健康診査について

大分県後期高齢者医療広域連合の行う健康診査は、糖尿病等の生活習慣病を早期発見、早期治療するために行われます。健康管理のために年1回の健康診査を受けましょう。

- 対象者
大分県後期高齢者医療の被保険者が対象です。
※かかりつけのお医者さんで生活習慣病の診察等を受けている方、同年度中に特定健康診査またはそれに相当する健康診査を受診された方は、必ずしも健康診査を受ける必要はありません。
- 日程・場所
国東市が行う集団健診と同じ日程・会場で行われます。
また、広域連合の指定医療機関（委託している病院等）でも受診することができます。受診できる病院につきましては、広域連合または市民健康課国保年金係にお問い合わせください。
- 費用
健康診査にかかる費用は年1回のみ無料です。
- 持参するもの
大分県後期高齢者医療の被保険者証（カード）と、広域連合より5月下旬までに送付される健康診査受診券（はがき）を持参してください。
被保険者証や健康診査受診券を忘れていたり、紛失したりすると、健康診査を受診できない場合がありますので、お手元がない場合は広域連合または市民健康課国保年金係にお問い合わせください。

問合せ先 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771（代）
 市民健康課 国保年金係 ☎0978-72-5166

さいしょに野菜！きちんと野菜！！

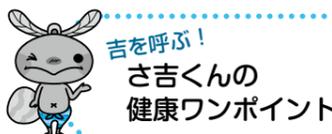
国保発 健康応援レシピ

『食』を通してあなたの健康を応援したい！
 季節の食材を使って、簡単・手軽にできる
 体にやさしいレシピを毎月お届けします。



今月の旬「新玉ねぎ」
 新玉ねぎの甘みを十分に楽しんで！
新玉ねぎの海苔チーズ焼き

- ◆材料（2人分）
 ・玉ねぎ …… 1個 ・オリーブオイル …… 大さじ1
 ・しょうゆ …… 小さじ1 ・焼きのり …… 適量
 ・チーズ（ピザ用）… 適量
- ◆作り方
 ①約1cm厚さの輪切りにした玉ねぎをオリーブオイルを熱したフライパンでじっくり焼く（弱火～中火）。裏面も同様に。
 ②両面に焼き色がついたら、火を止め、しょうゆを回しかけ、手でちぎった焼きのりとチーズをのせてふたをし、余熱でチーズがとけるまで少し蒸らす。
 （1人分：エネルギー／約124kcal 食塩相当量／約0.6g）



春野菜は春に元気に芽吹くため、冬の間じっとエネルギーを蓄えているよ。
 人間も冬は新陳代謝が鈍り、脂肪や毒素を溜め込んでしまいがち。
 春は元気に体を動かして、溜まった脂肪を燃焼させよう！

問合せ先 ▶ 市民健康課 国保年金係 ☎0978-72-5166

問合せ先 福祉課 障がい者支援係
 ☎0978-72-5164 FAX0978-72-5171

※助成金は免許取得後となります。（何らかの理由等により免許取得できなかった場合は交付の対象となりません）
 を限度とします。
 免許取得に直接要した費用の3分の2以内とし、10万円に限りです。
 〈助成額〉
 道路交通法第84条3項に規定する第一種普通自動車免許に限りです。
 〈免許の種類〉
 1 国東市内に住所を有する方。
 2 身体障害者、知的障害者、精神障害及び難病患者等の方。
 3 免許取得により就労が見込まれる等社会参加に効果があると認められる方。

自動運転転免許取得助成をはじめます
 障がいのある人の就労、社会参加等を支援していくため、自動車運転転免許を取得した方に対して助成を行います。主な内容は次のとおりですが、詳しくは福祉課・障がい者支援係までお問い合わせください。（事前の申請等が必要となります）
 〈対象者〉
 1 国東市内に住所を有する方。
 2 身体障害者、知的障害者、精神障害及び難病患者等の方。
 3 免許取得により就労が見込まれる等社会参加に効果があると認められる方。

※該当日が祝日の場合は、原則として翌日となります。

配置場所	日程	時間
安岐総合支所	毎月の第2・第4火曜日	午前9時～午後4時（予定）
地域市民健康課	毎月の第2・第4火曜日	
国東市役所本庁	毎月の第2・第4木曜日	
福祉課		

聴覚に障がいのある方たちが市役所での手続きをスムーズに行ってもらうため、4月から手話通訳者の配置を行います。配置の内容については次のとおりです。

手話通訳者を配置します

障がい者支援係からのお知らせ